

地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金交付要綱	地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金交付要綱
第1条 略	第1条 略
第2条 県は、地域における地球温暖化防止活動の基盤形成や取組の推進を図ることで、もって地球環境保全に資することを目的として、国が定める二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付要綱（平成26年4月1日付け環地温発第14040122号）及び地域における地球温暖化防止活動促進事業実施要領（平成26年4月1日付け環地温発第14040123号）並びに一般社団法人地球温暖化防止全国ネットが定める令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程（令和7年4月8日付け地温全第25040801号）に基づき、高知県地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。	第2条 県は、地域における地球温暖化防止活動の基盤形成や取組の推進を図ることで、もって地球環境保全に資することを目的として、国が定める二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付要綱（平成26年4月1日付け環地温発第14040122号）及び地域における地球温暖化防止活動促進事業実施要領（平成26年4月1日付け環地温発第14040123号）並びに一般社団法人地球温暖化防止全国ネットが定める令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程（令和6年4月12日付け地温全第24041201号）に基づき、高知県地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。
第3条～第16条 略	第3条～第16条 略
附 則	附 則
1 略	1 略
2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4号から第7号、第10条第3項、第13条、第14条及び第16条の規定は、同日以降もなお効力を有する。	2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4号から第7号、第10条第3項、第13条、第14条及び第16条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

改正後	改正前
附 則 この要綱は、令和6年5月16日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年5月12日から施行する。</u>	附 則 この要綱は、令和6年5月16日から施行する。

改正後					改正前				
別表第1（第4条関係）					別表第1（第4条関係）				
1 事業内容	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率	5 交付額の算定方法	1 事業内容	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率	5 交付額の算定方法
地球温暖化対策の推進に関する法律により高知県地球温暖化防止活動推進センターが実施するエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を行う事業	補助事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、雑役務費、使用料及び賃借料並びに消耗品費）並びにその他必要な経費で一般社団法人地球温暖化防止全国ネットが承認した経費	一般社団法人地球温暖化防止全国ネットが必要と認めた額	10 分の <u>5</u> 以内	ア 総事業費から寄付金その他の収入額（補助金を除く。）を控除した額を算出する。 イ 第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、第4欄に掲げる補助率を乗じた額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	地球温暖化対策の推進に関する法律により高知県地球温暖化防止活動推進センターが実施するエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を行う事業	補助事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、雑役務費、使用料及び賃借料並びに消耗品費）並びにその他必要な経費で一般社団法人地球温暖化防止全国ネットが承認した経費	一般社団法人地球温暖化防止全国ネットが必要と認めた額	10 分の <u>3</u> 以内	ア 総事業費から寄付金その他の収入額（補助金を除く。）を控除した額を算出する。 イ 第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、第4欄に掲げる補助率を乗じた額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
別表第2（第6条、第7条関係） 略					別表第2（第6条、第7条関係） 略				

改正後	改正前
別記	別記
第 1 号様式（第 5 条関係） 略	第 1 号様式（第 5 条関係） 略
第 2 号様式（第 6 条関係） 略	第 2 号様式（第 6 条関係） 略
第 3 号様式（第 8 条関係） 略	第 3 号様式（第 8 条関係） 略
第 4 号様式（第 8 条関係） 略	第 4 号様式（第 8 条関係） 略
第 5 号様式（第 9 条関係） 略	第 5 号様式（第 9 条関係） 略
第 6 号様式（第 9 条関係） 略	第 6 号様式（第 9 条関係） 略
第 7 号様式（第 10 条関係） 略	第 7 号様式（第 10 条関係） 略
第 8 号様式（第 10 条関係） 略	第 8 号様式（第 10 条関係） 略
第 9 号様式（第 11 条関係） 略	第 9 号様式（第 11 条関係） 略

改正後

別紙 2

經 費 所 要 額 調 書

1 経費予定額

(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)－(2)	(4)補助対象経費支出 予定額
円	円	円	円
(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7)× <u>5</u> /10 (千円未満切捨て)
円	円	円	円

2 補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳
合 計	円	

改正前

別紙 2

書 調 額 所 費 經

1 経費予定額

(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)－(2)	(4)補助対象経費支出 予定額
円	円	円	円
(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8)補助金所要額 (7)× <u>3</u> / <u>10</u> (千円未満切捨て)
円	円	円	円

2 補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳
合 計	円	

改正後

別紙 5

1 経費実績額

2 補助対象経費実支出額内訳別紙 6 略

改正前

別紙 5

1 経費実績額

2 補助対象経費実支出額内訳別紙 6 略